

沖繩市の認可保育所等で 新型コロナウイルス感染症の 濃厚接触者や発症者（陽性者） が確認された際の対応

令和4年4月1日現在

シート1. 濃厚接触者（家庭内の陽性者由来）が 保育所等に出勤・登園していたことを把握した場合

- ① 通常どおり保育を提供（早お迎えや、家庭保育の依頼を行わない）
- ② 保護者へ濃厚接触者が保育所等に出勤・登園していたので、
家庭内における健康観察（3日程度）の注意喚起を行う
- ③ 園児の帰宅後に、濃厚接触者が主にいた部分の拭き取りなど
の消毒作業を行う
- ④ 市へ濃厚接触者の報告を行う

シート2. 保育所等に出勤・登園していた職員や園児が新型コロナウイルス感染症を発生(陽性となった)した場合

発生（陽性）2日前までに保育所等への出勤・登園がありましたか。



出勤・登園はなかった

保護者に発生（陽性となった）した園児や職員がいたが、発生2日前までに出勤・登園していなかったもので、通常どおりの開所を続けることを保護者へ周知する



出勤・登園があった

- ア. 保護者に早お迎えを依頼し、保育所等の消毒を行う
- イ. 学校・保育PCR検査事業における接触者を特定する
※学校・保育PCR検査を申し込むかは、保育所等の任意
※濃厚接触者の特定はありません。（接触者として扱う）
- ウ. イの対象となる職員や園児に陽性者と接触のあった日から5日間の出勤・登園自粛を連絡
※PCR検査で陰性となった方は、そのときから自粛解除

原則、保育所等の休園は行わない。

ただし、夕方に発症（陽性）の連絡をうけるなど、ア・イ・ウについて、園が把握した日に対応できない場合は、翌日のみ休園する